

私 債 権 等 放 棄 報 告 書

(令和 5 年 9 月 1 1 日提出)

市の私債権等の放棄について

下記のとおり市の私債権等を放棄したので、八代市債権管理条例第10条第2項の規定に基づき報告する。

記

- 1, 老人福祉施設入所者負担金
債権額 328,876円
債務者数 2人
- 2, ケーブルテレビ受益者分担金
債権額 120,300円
債務者数 1人
- 3, 水道料金
債権額 211,260円
債務者数 37人
- 4, 簡易水道料金
債権額 187,210円
債務者数 4人

令和5年9月11日

八代市長 中村博生

私 債 権 等 放 棄 報 告 書

債権の名称 老人福祉施設入所者負担金

債権所管課 高齢者支援課

番号	債権の額	放棄決定日	納付期限	適用条項	債務者
1	286,783円	令和5年3月31日	平成27年11月2日 ～ 平成28年11月30日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
2	42,093円	令和5年3月31日	平成27年11月30日 ～ 平成28年1月4日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
計	328,876円				

私 債 権 等 放 棄 報 告 書

債権の名称 ケーブルテレビ受益者分担金債権所管課 デジタル推進課

番号	債権の額	放棄決定日	納付期限	適用条項	債務者
1	120,300円	令和5年1月20日	平成25年9月30日 ～ 平成27年4月30日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
計	120,300円				

私 債 権 等 放 棄 報 告 書

債権の名称 水道料金
債権所管課 水道局

番号	債権の額	放棄決定日	納付期限	適用条項	債務者
1	3,020円	令和5年3月31日	令和2年9月30日 ～ 令和2年11月30日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
2	3,680円	令和5年3月31日	令和2年11月30日 ～ 令和3年2月28日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	法人
3	920円	令和5年3月31日	令和2年5月31日 ～	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
4	3,350円	令和5年3月31日	令和2年8月31日 令和2年11月30日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
5	6,860円	令和5年3月31日	令和2年4月30日 ～	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
6	4,210円	令和5年3月31日	令和2年4月30日 ～ 令和2年7月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
7	6,980円	令和5年3月31日	令和3年1月31日 ～ 令和3年2月28日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
8	8,040円	令和5年3月31日	令和2年3月31日 ～ 令和2年7月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
9	2,760円	令和5年3月31日	令和2年7月31日 ～ 令和2年9月30日	破産免責 (債権管理条例第10条第1項第1号)	個人
10	2,500円	令和5年3月31日	令和2年6月30日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
11	970円	令和5年3月31日	令和2年6月30日	破産免責 (債権管理条例第10条第1項第1号)	個人
12	2,760円	令和5年3月31日	令和2年10月31日 ～ 令和2年12月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
13	5,140円	令和5年3月31日	令和2年3月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
14	5,530円	令和5年3月31日	令和2年3月31日 ～ 令和2年5月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
15	2,760円	令和5年3月31日	令和2年12月31日 ～ 令和3年2月28日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
16	4,600円	令和5年3月31日	令和2年7月31日 ～ 令和2年11月30日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
17	2,760円	令和5年3月31日	令和2年8月31日 ～ 令和2年10月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
18	970円	令和5年3月31日	令和3年1月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
19	3,680円	令和5年3月31日	令和2年7月31日 ～ 令和2年10月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
20	35,240円	令和5年3月31日	令和2年5月31日 ～ 令和2年7月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
21	6,720円	令和5年3月31日	令和2年6月30日 ～ 令和2年7月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
22	2,500円	令和5年3月31日	令和3年1月31日 ～ 令和3年2月28日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
23	26,860円	令和5年3月31日	令和2年6月30日 ～ 令和2年9月30日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
24	920円	令和5年3月31日	令和2年11月30日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
25	820円	令和5年3月31日	令和3年2月28日	破産免責 (債権管理条例第10条第1項第1号)	個人

26	3, 680円	令和5年3月31日	令和2年3月31日 ～ 令和2年6月30日	消滅時効期間経過	(債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
27	460円	令和5年3月31日	令和2年8月31日	消滅時効期間経過	(債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
28	10, 950円	令和5年3月31日	令和2年4月30日 ～ 令和2年5月31日	消滅時効期間経過	(債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
29	5, 520円	令和5年3月31日	令和2年4月30日 ～ 令和2年9月30日	消滅時効期間経過	(債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
30	25, 860円	令和5年3月31日	令和2年5月31日 ～ 令和2年8月31日	消滅時効期間経過	(債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
31	920円	令和5年3月31日	令和2年3月31日	消滅時効期間経過	(債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
32	5, 520円	令和5年3月31日	令和2年5月31日 ～ 令和2年10月31日	消滅時効期間経過	(債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
33	920円	令和5年3月31日	令和2年3月31日	消滅時効期間経過	(債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
34	3, 680円	令和5年3月31日	令和2年11月30日 ～ 令和3年2月28日	消滅時効期間経過	(債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
35	1, 840円	令和5年3月31日	令和2年3月31日 ～ 令和2年4月30日	消滅時効期間経過	(債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
36	3, 680円	令和5年3月31日	令和2年3月31日 ～ 令和2年6月30日	消滅時効期間経過	(債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
37	3, 680円	令和5年3月31日	令和2年6月30日 ～ 令和2年9月30日	消滅時効期間経過	(債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
計	211, 260円					

私 債 権 等 放 棄 報 告 書

債権の名称 簡易水道料金

債権所管課 水道局

番号	債権の額	放棄決定日	納付期限	適用条項	債務者
1	33,920円	令和5年3月31日	平成30年2月28日 ～ 令和2年1月31日	生活困窮 (債権管理条例第10条第1項第5号)	個人
2	1,630円	令和5年3月31日	令和2年8月31日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
3	24,950円	令和5年3月31日	令和元年5月31日 ～ 令和2年9月30日	消滅時効期間経過 (債権管理条例第10条第1項第6号)	個人
4	126,710円	令和5年3月31日	平成30年4月2日 ～ 令和元年12月25日	生活困窮 (債権管理条例第10条第1項第5号)	個人
計	187,210円				